

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

公 告	ページ
○ 大規模小売店舗の変更事項の届出（3件）【産業経済局地域産業振興部商業振興課】	2094
○ 大規模小売店舗の新設の届出【産業経済局地域産業振興部商業振興課】	2100
○ 特定調達契約の落札者の決定【総務企画局情報政策室】	2102

北九州市公告第549号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成24年8月7日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スピナ鷹見台店
北九州市八幡西区鷹見台1丁目2464番地17
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社西鉄ストア
福岡市中央区大名1丁目4番1号
代表取締役社長 築嶋俊之
- 3 変更する事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 - (1) 変更前
株式会社西鉄ストア
代表取締役社長 室園正雄
 - (2) 変更後
株式会社西鉄ストア
代表取締役社長 築嶋俊之
- 4 変更の年月日
平成24年6月28日
- 5 変更する理由
大規模小売店舗を設置する者の代表者が替わったため
- 6 届出年月日
平成24年7月23日
- 7 縦覧場所
 - (1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号
北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課
 - (2) 北九州市八幡西区筒井町15番1号

北九州市八幡西区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成24年8月7日から平成24年12月6日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成24年12月6日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第 5 5 0 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成 2 4 年 8 月 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ枝光
北九州市八幡東区枝光二丁目 1 7 4 8 番地 1
- 2 大規模小売店舗を設置する者
大和情報サービス株式会社
東京都台東区上野七丁目 1 4 番 4 号
代表取締役 藤田勝幸
- 3 変更する事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 - (1) 変更前
大和情報サービス株式会社
代表取締役 福島長男
 - (2) 変更後
大和情報サービス株式会社
代表取締役 藤田勝幸
- 4 変更の年月日
平成 2 4 年 4 月 2 日
- 5 変更する理由
大規模小売店舗を設置する者の代表者が替わったため
- 6 届出年月日
平成 2 4 年 7 月 3 1 日
- 7 縦覧場所
 - (1) 北九州市小倉北区浅野三丁目 8 番 1 号
北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課
 - (2) 北九州市八幡東区中央一丁目 1 番 1 号

北九州市八幡東区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成24年8月7日から平成24年12月6日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成24年12月6日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第 5 5 1 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成 2 4 年 8 月 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ上曾根
北九州市小倉南区上曾根新町 3 1 8 - 1 外 2 筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者
大和情報サービス株式会社
東京都台東区上野七丁目 1 4 番 4 号
代表取締役 藤田勝幸
- 3 変更する事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 - (1) 変更前
大和情報サービス株式会社
代表取締役 福島長男
 - (2) 変更後
大和情報サービス株式会社
代表取締役 藤田勝幸
- 4 変更の年月日
平成 2 4 年 4 月 2 日
- 5 変更する理由
大規模小売店舗を設置する者の代表者が替わったため
- 6 届出年月日
平成 2 4 年 7 月 3 1 日
- 7 縦覧場所
 - (1) 北九州市小倉北区浅野三丁目 8 番 1 号
北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課
 - (2) 北九州市小倉南区若園五丁目 1 番 2 号

北九州市小倉南区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成24年8月7日から平成24年12月6日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成24年12月6日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第552号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は意見書を北九州市長に提出することができる。

平成24年8月7日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）コストコホールセール北九州倉庫店
北九州市八幡西区本城学研台一丁目
- 2 大規模小売店舗を設置する者
コストコホールセールジャパン株式会社
代表取締役 ケン・テリオ
神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目1番4号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者
コストコホールセールジャパン株式会社
代表取締役 ケン・テリオ
神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目1番4号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成25年3月24日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
10,226平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
867台
 - (2) 駐輪場の収容台数
30台
 - (3) 荷さばき施設の面積
340平方メートル
 - (4) 廃棄物の保管施設の容量
35.8立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前 8 時から午後 9 時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 7 時 30 分から午後 9 時 30 分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口 6 箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 4 時から午後 10 時まで

8 届出年月日

平成 24 年 7 月 24 日

9 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区浅野三丁目 8 番 1 号

北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課

(2) 北九州市八幡西区筒井町 15 番 1 号

北九州市八幡西区役所総務企画課

10 縦覧期間

平成 24 年 8 月 7 日から同年 12 月 6 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

11 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成 24 年 12 月 6 日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第553号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成24年8月7日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
平成24年度庁内イントラネット用パソコン等の借入れ及び保守 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市総務企画局情報政策室
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成24年7月12日
- 4 落札者の名称及び住所
富士通リース株式会社 九州支店
福岡市博多区東比恵三丁目1番2号
- 5 落札金額
2億6,913万6,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成24年6月1日
- 8 落札方式
最低価格による。